

寄付金趣意書

大阪大学歯学部同窓会教育環境整備助成金

大阪大学歯学部は、過去 60 余年にわたり日本最高峰の歯学教育機関として、知と技を兼ね備えた名医・良医を輩出し、国民の健康を守ることに貢献して参りました。一方、歯学研究科は、我が国の歯学研究の牽引役としての責務を担い、世界トップレベルの研究を展開し国内外の他歯学研究機関をリードしています。その業績は高く評価されており、世界大学格付けランキングの 1 つである ShanghaiRanking's Global Ranking の Dentistry 部門において、2017 年に本歯学部・研究科はアジア第 1 位(日本 1 位、世界 21 位)にランキングされました。我々教職員は、今後とも本学部・研究科が世界に輝きを放ち続けるよう全力を尽くして参ります。

歯学部の最大の責務は良質な歯科医師の育成であります。しかしながら、昨今の国立大学の運営交付金は危機的に削減されております。遂に、本歯学部の教育環境に難題が持ち上がりました。

先生方が学部学生の時、ファントム実習台(通称:マネキン台)を使って、根管治療や歯牙切削などの練習したことを覚えていらっしゃいますでしょうか。昭和 58 年に歯学部が吹田キャンパスに移転した折に、ピカピカのマネキン台が設置されました。あれから 35 年、初めてその実習台を使った 32・33 回生はすでに還暦が近くなっております。然るに、あのマネキン台の半分は今なお現役です。マネキン台の寿命は車と同じで 10 年と言われております。当然、新しいマネキン台に買い替えられるべきですが、問題は購入予算です。1 台 240 万円。

我々も無策でいた訳ではありません。こまめな節約により毎年小金を貯め、30 台を新しく致しました。残りは 26 台です。しかし、今後も国からの運営交付金は削減され続けるため、これまでどおり節約に精を出しても、マネキン台更新のための予算確保は困難です。

つきましては、昨今の厳しい経済情勢の下でのお願いでまことに恐縮ではありますが、母校の窮状を憂い、後輩達の教育環境を改善するため、格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪大学歯学部長 天野敦雄

▼ 寄附金による税額上の優遇措置

ご寄附いただいた寄附金には、税制上の優遇措置があります。

【寄附者が会社の場合】 寄附金の金額が損金に算入されます。

【寄附者が個人の場合】

その年中に寄附した合計額（総所得の40%を限度）から2千円を差し引いた額について、所得控除を受けることができます。

（寄附金控除計算のイメージ参照）

▼ 寄附金控除計算のイメージ

給与収入700万円 配偶者と子供二人
所得税限界税率10%で吹田市にお住まいの方で
10万円寄附された場合

10万円を寄付
します！



①所得
税控除
による
税額軽
減
9,800円

②個人
住民税
の税額
控除に
よる税
額軽減
9,800円

負担額
80,400円

① (寄付金額100,000円-2,000円) × 10% = 9,800円

② (寄付金額100,000円-2,000円) × 10% = 9,800円

(注) 上記は、あくまでも目安となっています。収入の種類、お住まいの市町村、各種所得控除等により変動が生じることがあります。